

令和6年度津市定額減税補足給付金（調整給付金）支給事業実施要綱

令和6年6月27日訓第65号

（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として実施する所得税及び個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられないと見込まれる市民を支援するため、定額減税補足給付金（調整給付金）（以下「調整給付金」という。）を支給する事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日において本市の住民基本台帳に記録されているもの（同日において本市の住民基本台帳に記録されていないが、本市において地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県民税所得割又は市民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を超え、又は超えると見込まれる所得税の納税義務者（日本国内に住所を有する個人又は令和6年1月1日まで引き続いて1年以上日本国内に居所を有する個人に限る。以下同じ。）であって、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下のもの

ア 3万円に、控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日において日本国外に居住する者を除く。以下同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ 令和6年分所得税額として推計した額

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を超える個人住民税所得割の納税義務者であって、令和6年度個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下のもの

ア 1万円に、控除対象配偶者又は扶養親族である者の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ 令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの額は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情

報から推計した額とし、租税特別措置法第41条の3の3の規定による特別税額控除以外の税額控除後の額であって、復興特別所得税は含まないものとする。

- 3 第1項第2号イの額は、地方税法附則第5条の8の規定による特別税額控除以外の税額控除後の額とする。

(支給額)

第3条 調整給付金の金額は、次に掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、当該額に満たない端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

- (1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合は、0）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

- (2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合は、0）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

- 2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。

- 3 事務処理基準日以後に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正については、原則として、同項に規定する調整給付金の金額に反映しないものとする。

(調整給付金の申請及び支給の方式)

第4条 調整給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める確認書（以下「確認書」という。）を提出するものとする。

- 2 前項の規定による提出及び本市による調整給付金の支給は、次の各号のいずれかに掲げる方式により行うものとする。この場合において、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書を提出しようとする申請者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 郵送申請方式 提出者が確認書を郵送により本市に提出し、本市が提出

者から示された指定口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 提出者が確認書を本市の窓口において提出し、本市が提出者から示された指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書を郵送により、又は本市の窓口において提出し、本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(4) 現金書留送付方式 提出者が確認書を郵送により、又は本市の窓口において提出し、本市が現金書留により現金を送付する方式

3 市長は第1項の規定による提出があった場合は、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、提出者の本人確認を行うものとする。

4 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者、第6条に規定する代理人等から別に定める確認書送付先変更届（以下「届出書」という。）の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

第5条 申請者であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを所持しているものは、前条の規定にかかわらず、個人番号カードにより申請者の本人確認を行った上で、国が整備する給付支援サービスを通じて本市に申請し、本市が申請者から示された指定口座に振り込むオンライン申請方式により行うことができる。

（代理による確認書の提出及び調整給付金の受給等）

第6条 申請者の代理人として第4条の規定による確認書又は届出書（以下「確認書等」という。）の提出、確認及び調整給付金の受給を行うことができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(2) 親族その他平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で、市長が特に認めるもの

2 代理人が確認書等の提出をするときは、当該確認書等の委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を添付するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号又は第2号に掲げる者について、市長が別

に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書の提出等の期限）

第7条 確認書の受付を開始する日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限及びオンライン申請による申請の期限は、令和6年10月31日とする。

（支給決定及び支給）

第8条 市長は、確認書又は第5条の規定によるオンライン申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、申請者（代理人を含む。）に対し、調整給付金を支給するものとする。

（調整給付金の支給等に関する周知）

第9条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書の提出の方法、確認書の受付を開始する日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条第2項の期限までに確認書の提出等が行われなかったときは、当該支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、確認書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、確認書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和6年11月30日までに支給ができなかったときは、当該確認書は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者があるときは、支給を行った調整給付金の返還を求めるものとする。

2 調整給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申し立てがなされ、当該給付を支給する場合は、調整給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年6月27日から施行する。